

【氏名】許 婷婷

【所属大学院】（助成決定時）東京大学 大学院 教育学研究科

【研究題目】

漢字圏における「六諭」の道德言説の展開と変容
—庶民教化の言説から臣民教化の言説へ—

【研究の目的】

前近代の漢字圏では、『千字文』と『蒙求』などの幼学書が漢字ないし中国の伝統的な説話文学の伝播に重要な役割を果たして、様々な異本を生み出したように、「六諭」と関係する道德言説は庶民・童蒙の道德教化ないし中国語学習の教材として使われていて、様々な注釈本が作られた。本研究は教育思想史の観点から、「六諭」が注釈された『六諭衍義』『六諭衍義大意』『聖諭広訓』などを資料にして、漢字圏における儒教思想をベースにした通俗道德の連続と差異を考察するものである。

従来の「六諭」の道德言説に関する研究では、「六諭」と明清中国の庶民教化政策との関係は盛んに研究されてきたし、『六諭衍義』の日本への将来のことと、『六諭衍義』をはじめとした諸注釈本の制作及びそれと徳川政権の庶民教化との関係の研究が蓄積されている。しかし、従来の研究では、宗族社会とも言える明清中国で作られた『六諭衍義』と家社会だった徳川日本で著された『六諭衍義大意』との内容の差異を十分に注意しなかったと思われる。本研究では、「六諭」の解説書たる『六諭衍義』と『六諭衍義大意』との差異を十分に配慮してから、「六諭」が前近代の中国と日本にわたって如何に解釈・流布・利用・変容されたかを考察することを課題の一つとする。

【研究の内容・方法】

一 明清中国における教化と「六諭」

—「六諭」から『六諭衍義』『聖諭広訓』へ

「六諭」と里甲制度、里老人と木鐸老人制度などの郷村秩序を維持するための明代初期諸制度の実施との関連を検討する。さらに、「六諭」の思想的源流として、朱子ないし宋代の儒教知識人が地方官として実践的立場で書いた「諭俗文」に求めて検討する。それから、明代前期の里甲制度が崩れた後、地方官ないし地方にある知識人が押し広めた郷約には「六諭」は再び活用されていたことを考察する。さらに、それぞれ「六諭」をベースに作った

「聖諭十六条」と『聖諭広訓』の清朝中国での実施・普及の状況を考察する。

二 『六諭衍義』の日本伝来と展開

『六諭衍義』は程順則により、琉球に持たれて刊行されたことを検討する。さらに、程順則の『六諭衍義』は薩摩藩を通して日本に伝来され、吉宗に知られることと、吉宗が荻生徂徠に訓読を命じたことと、室鳩巢に『六諭衍義大意』という簡易な解説版を書くように命じたことをめぐって、『六諭』の道德言説の徳川日本における将来と展開の状況を考察する。次には、吉宗と室鳩巢と荻生徂徠各自の『六諭衍義』に対する意味づけを検討する。

三 『六諭衍義』の変容と普及——『六諭衍義大意』をめぐって

まず、『六諭衍義大意』は『六諭衍義』の解説書というより、室鳩巢自身が、宗族と郷約を中心に秩序を維持するために書いた『六諭衍義』に依拠しながら、武士統治の徳川社会の現実に即して書いた庶民教化の道德教育書だということを論じる。すなわち、『六諭衍義』の日本化（徳川社会化）を検討する。さらに『六諭衍義大意』の普及状況を考察した。

四 近代天皇制国家の修身教育と「六諭」の道德言説

まず『勸孝邇言』と長崎県師範学校出版の『改正六諭衍義大意』などの「六諭」をベースに作った修身教科書と『六諭衍義大意』との内容の差異を分析して、それがどのように改正されたかを考察する。さらに、明治知識人の「六諭」に対するさまざまな見方を検討する。右の検討を踏まえて、明治知識人が理解した六諭の道德言説と「教育勅語」の臣民教化の言説の形成との関連を考える。

五 近代天皇制国家の殖民地における修身教育と「聖諭十六条」——台湾をめぐって

まず、清朝統治時代において、宣講会と書房教育で「聖諭十六条」が使われていた状況を考察する。また「宣講会」の機能と「教育勅語」の受容関係を検討する。さらに「聖諭十六条」と「教育勅語」の道德言説を比較してその差異を検討して、日本統治時代の台湾知識人が教育勅語に対する認識と伝統の「聖諭十六条」の道德言説との関連を明らかにする。

【結論・考察】

本研究は、漢字圏における儒教をベースにした通俗道德の連続と差異を考察して、漢字圏における道德言説の差異とそのイデオロギー性との関連を明らかにすることを課題とする。具体的には、「六諭」が宗族社会の道德言説から武士統治の家社会の道德言説、さらに近代化途中の天皇制国家の道德言説に転用された過程を明らかにしたい。